明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 府令

## ○内閣府令第六十五号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第三条第四号イ及びロの規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四条の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に、同条第三号中「第三項」を「第四項」に改める。

第三条第四号中「第三十四条の二第九項」を「第三十四条の二第十項」に、同条第十八号中「、第九条及び第十条」を「及び第八条の二から第十条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この府令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条第四号の改正規定　宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十六号）の施行の日

二　第二条第三号の改正規定及び第三条第十八号の改正規定　消費者契約法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十一号）の施行の日

三　第二条第二号の改正規定　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日

（経過措置）

**第二条**　前条第二号に掲げる改正規定の施行の日前にされた消費者契約法の一部を改正する法律による改正後の消費者契約法（以下「改正消費者契約法」という。）第四条第四項の規定により消費者が契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約又は改正消費者契約法第八条の二の規定により無効とされる契約の条項を含む契約の締結又は当該契約の締結について消費者を勧誘する行為については、なお従前の例による。

# 省令

## ○総務省令第百号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百八十七号）の施行に伴い、並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第一条、第三条第四号及び第十九条第二項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条に見出しとして「（投票及び開票に関するその他の事項）」を付し、同条中「最高裁判所裁判官国民審査法及び同法施行令その他同法に基づいて発する」を「法及び令並びにこれらに基づく」に、「最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査」を「審査」に改め、同条を第四条とする。

第一条に見出しとして「（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）」を付し、同条中「投票録、」を「法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）の投票録、審査の」に改め、「これを」を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

**第一条**　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

（審査に付される裁判官に関する通知事項）

**第二条**　令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

本則に次の一条を加える。

（裁判官の氏名等の掲示における掲示事項）

**第五条**　令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記（投票録様式）その一備考2及び9中「第2条」を「第4条」に改める。